

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「平成19年政令第325号」の次に「。以下「算定政令」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(6)平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割軽減されている被保険者（前号の規定による均等割額の減額を受けている者を除く。）に係る均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。